

「生徒指導の重層的支援構造」に基づいた各部課局の取組の分類表 ※表中のNo. は、事業名称のナンバーを表示しています。

	A 児童生徒を対象とした取組		B 学校・教職員を対象とした取組		C 関係機関を対象とした取組		D 家庭・地域を対象とした取組				
1 いじめを生まない環境づくり ・全ての児童生徒を対象に、「他者を尊重し、多様性を認め合える人」に育つような働きかけ（発達支持的生徒指導）	人権教育・児童生徒課	○「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用(No.3)	人権教育・児童生徒課	○組織的・計画的な人権教育の推進(No.1) ・人権教育主任連絡協議会・人権教育主任研修 ○組織的な生徒指導の展開(No.4) ・小中高生徒指導主事(担当者)会 ・校種間で連携した生徒指導の推進	特別支援教育課	○切れ目のない支援の取組推進(No.8) ・教育と家庭や福祉との連携推進等	幼保支援課	○親育ち支援啓発事業(No.10) ・保護者研修(保護者の子育て力の向上)			
	生涯学習課	○魅力的な体験プログラムの実施(No.14)		特別支援教育課		○生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実等(No.9) ○高等学校における特別支援教育の推進(No.9)		幼保支援課	○親育ち支援啓発事業(No.10) ・親育ち支援力の向上のための保育者研修実施への支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業(No.11) ・親育ち支援講座 ・親育ち支援担当者研修会 ・親育ち支援地域別連絡会、交流会	生涯学習課	○地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実(No.16) ○厳しい環境にある子どもたちへの見守り体制の強化に向けた「高知県版地域学校協働本部」への展開(No.16)
	保健体育課	○運動部活動指導員の配置等の取組(No.17)	幼保支援課	○園内研修支援事業(No.12) ○保幼小連携・接続推進支援事業(No.13)	子ども家庭課	○地域における子どもの居場所づくり(No.27) ・子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり、未開設地域での立ち上げ等	人権・男女共同参画課		○県民を対象とした人権啓発セミナー等(No.25) ・人権啓発ハートフルセミナー ・人権啓発研修ヒューマンパワー育成講座		
	人権・男女共同参画課	○スポーツ組織との協働事業(No.24) ・人権野球教室、人権サッカー教室の実施	教育センター	○人権感覚を高め、人権教育における実践的指導力向上を図る研修の実施(基本研修、専門研修)(No.19)							私学・大学支援課
	法務局人権擁護課	○人権作文コンテストの開催(No.28)	私学・大学支援課	○教育相談体制の整備(SCの雇用等の財政的支援)(No.21)	人権教育・児童生徒課	○高知県いじめ問題対策連絡協議会の開催(No.3)	人権教育・児童生徒課	○「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用(No.3)[再掲]			
県警少年課	○規範意識の醸成(非行防止教室の実施)(No.30)	特別支援教育課							○通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実(No.8) ○高等学校における特別支援教育の推進、高等学校における通級による指導内容の充実(No.9)[再掲]	小中学校課	○地域ぐるみの道德教育の推進(No.7) ・「家庭で取り組む道德」の活用
2 いじめの未然防止 ・全ての児童生徒を対象に、「いじめに向かわない態度・能力」を身に付けさせるための取組(課題未然防止教育)	人権教育・児童生徒課	○「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用(No.3)[再掲] ○スクールロイヤー活用事業(No.3) ・児童生徒に対するいじめ予防教育	人権教育・児童生徒課	○「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用(No.3)[再掲] ○スクールロイヤー活用事業(No.3)[再掲] ・法令に基づく対応についての教員研修	人権教育・児童生徒課	○高知県いじめ問題対策連絡協議会の開催(No.3)	人権教育・児童生徒課	○「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用(No.3)[再掲]			
	高等学校課	○ソーシャルスキルアップ事業(No.5) ・仲間づくり宿泊等の体験活動の実施	特別支援教育課	○通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実(No.8) ○高等学校における特別支援教育の推進、高等学校における通級による指導内容の充実(No.9)[再掲]					生涯学習課	○PTA活動振興事業(No.15) ・PTA・教育行政研修会の開催	
	小中学校課	○「考え、議論する道德」の授業の充実(No.7)	私学・大学支援課	○教育相談体制の整備(SCの雇用等の財政的支援)(No.21)					小中学校課	○PTA活動振興事業(No.15) ・PTA・教育行政研修会の開催	
	生涯学習課	○不登校の未然防止(中1学級づくり合宿事業)(No.14)									県警少年課
県警少年課	○規範意識の醸成(非行防止教室の実施)(No.30)[再掲]	人権教育・児童生徒課	○SC及びSSWの配置(No.2)	心の教育センター	○教育支援センター相談支援体制の強化(No.18)						
3 いじめの早期発見・対応 ・いじめの兆候を見逃さず、組織全体が共通理解にもとづき、被害児童生徒の安全確保等の迅速な対応を行うための取組(課題早期発見対応)	人権教育・児童生徒課	○SC及びSSWの配置(No.2)	人権教育・児童生徒課	○各学校、SC及びSSWの支援力の向上(No.2) ・SC及びSSWを対象とする研修 ・校内支援会の実施 ○スクールロイヤー活用事業(No.3)[再掲] ・学校における法的相談への対応	子ども家庭課	○児童相談所による市町村や警察などとの定期的な情報共有(No.26) ○児童相談所による各市町村(要保護児童対策地域協議会)への積極的な支援(No.26)	生涯学習課	○PTA活動振興事業(No.15) ・高知県小中学校PTA連合会との教育研修会の開催			
	高等学校課	○ソーシャルスキルアップ事業(No.5) ・学習記録ノートの活用		心の教育センター				○学校の支援体制の充実に向けた支援(No.18)	県警少年課	○いじめ相談を受理した場合の学校等との連携しながらの対処(No.31) ○いじめへの対処における高知少年鑑別所等の知見の活用(No.31)	心の教育センター
	生涯学習課	○不登校児童・生徒等の自立支援(No.14) ・「どきどき探検隊」「わくわくチャレンジ体験」の実施	私学・大学支援課	○私立学校における人権諸課題の解決を図るための学校訪問による指導・助言(No.20) ○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣(No.22)	県警少年課	○いじめ相談を受理した場合の学校等との連携しながらの対処(No.31)[再掲] ○いじめへの対処における高知少年鑑別所等の知見の活用(No.31)[再掲]	県警少年課	○被害少年、加害少年の家族へのカウンセリング等(No.31)[再掲]			
	保健体育課	○部活動に関するアンケート調査(No.17)						人権教育・児童生徒課	○スクールロイヤー活用事業(No.3)[再掲]	人権教育・児童生徒課	○いじめ問題調査委員会の開催(No.3)
	心の教育センター	○心の教育センターの相談活動の実施(No.18)	私学・大学支援課	○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣(No.22)	人権教育・児童生徒課	○いじめ問題調査委員会の開催(No.3)	心の教育センター	○被害少年、加害少年の家族へのカウンセリング等(No.31)[再掲]			
	子ども家庭課	○児童相談所による児童相談業務(No.26)						県警少年課	○被害少年に対するカウンセリング(No.31) ○加害少年に対する立ち直り支援(No.31)	人権教育・児童生徒課	○いじめ問題調査委員会の開催(No.3)
	法務局人権擁護課	○「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」の受付(No.29)	私学・大学支援課	○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣(No.22)	人権教育・児童生徒課	○いじめ問題調査委員会の開催(No.3)	心の教育センター				
県警少年課	○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の的確な受理(No.31)	私学・大学支援課	○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣(No.22)	人権教育・児童生徒課				○いじめ問題調査委員会の開催(No.3)	心の教育センター	○被害少年、加害少年の家族へのカウンセリング等(No.31)[再掲]	
4 いじめの重大事態化の防止 ・いじめを重大事態化させないための適切な対応、いじめの解消に向けた組織的な対応についての取組(困難課題対応的生徒指導)	人権教育・児童生徒課	○SC及びSSWの配置(No.2)[再掲]	人権教育・児童生徒課		○スクールロイヤー活用事業(No.3)[再掲]	人権教育・児童生徒課	○いじめ問題調査委員会の開催(No.3)			心の教育センター	○心の教育センターの相談活動の実施(No.18)[再掲]
	子ども家庭課	○児童相談所による児童相談業務(No.26)[再掲]	私学・大学支援課	○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣(No.22)	県警少年課			○いじめ相談を受理した場合の学校等との連携しながらの対処(No.31)[再掲] ○いじめへの対処における高知少年鑑別所等の知見の活用(No.31)[再掲]	県警少年課		○被害少年、加害少年の家族へのカウンセリング等(No.31)[再掲]
	県警少年課	○被害少年に対するカウンセリング(No.31) ○加害少年に対する立ち直り支援(No.31)	私学・大学支援課	○「学校サポート専門家チーム」委員の派遣(No.22)							人権教育・児童生徒課

※1つの事業が複数の分野に渡る場合、主な内容に絞って記載している場合があります。